

岡山労働局発表
令和5年12月22日(金)

岡山労働局職業安定部職業対策課
担当： 職業対策課長 大崎 雅也
職業対策課長補佐 長田 豊治
地方障害者雇用担当官 秋田 諭
電話： 086-801-5108

令和5年障害者雇用状況の集計結果（令和5年6月1日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、同法では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

岡山労働局では、今般、岡山県内に本社を置く民間企業及び公的機関について、令和5年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数は7,629.5人（対前年比で225.0人の増加）
- 全体の実雇用率は2.58%（対前年比で0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は56.0%（対前年比で1.7ポイント上昇）
- 実雇用率（全国2.33%）、法定雇用率達成企業の割合（全国50.1%）ともに全国数値を上回った

【公的機関】（同2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）

- 法定雇用率が2.6%の県の2機関は、すべての機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.6%の市町村等の45機関のうち、36機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.5%の県等の3機関は、すべての機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.6%の独立行政法人等の6法人のうち、5法人が法定雇用率を達成

このような状況を踏まえ、岡山労働局としては、

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を実施
- ・ 公的機関等については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから厳正な達成指導を実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

◎ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- 民間企業（43.5人以上規模の企業；法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は7,629.5人で、前年（7,404.5人）から225.0人増加した。
- 雇用者のうち、身体障害者は3,612.0人、知的障害者は2,426.5人、精神障害者は1,591.0人であった。
- 実雇用率は2.58%（前年は2.54%）、法定雇用率達成企業の割合は56.0%（同54.3%）であった。
〈総括表1、別紙1、別紙2参照〉

◎ 企業規模別の状況

- 企業規模別の雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業では1,508.0人、100～300人未満で2,027.0人、300～500人未満で740.5人、500～1,000人未満で1,051.0人、1,000人以上で2,303.0人であった。
- 実雇用率（民間企業全体：2.58%）については、
 - ・ 43.5～100人未満規模企業（2.79%）、100～300人未満（2.68%）、500～1,000人未満（2.59%）が全体の実雇用率を上回った。
 - ・ 300～500人未満規模企業（2.29%）、1,000人以上（2.47%）については全体を下回った。
- 法定雇用率達成企業の割合については、
 - ・ 43.5～100人未満規模企業が53.1%、100～300人未満が59.8%、300～500人未満が51.6%、500～1,000人未満が61.3%、1,000人以上が71.4%であった。
〈別紙1、別紙2参照〉

◎ 産業別の状況

- 産業別の雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」が87.5人、「建設業」が145.0人、「製造業」が1,653.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が8.5人、「情報通信業」が100.5人、「運輸業・郵便業」が431.0人、「卸売業・小売業」が1,280.0人、「金融業・保険業」が161.0人、「不動産業・物品賃貸業」が63.0人、「学術研究・専門・技術サービス業」が82.5人、「宿泊業・飲食サービス業」が130.5人、「生活関連サービス業・娯楽業」が79.5人、「教育・学習支援業」が667.0人、「医療・福祉業」が2,065.0人、「複合サービス業」が100.0人、「サービス業」が575.5人であった。
- 実雇用率については「農・林・漁業」（11.28%）、「製造業」（2.54%）、「運輸業・郵便業」（2.42%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（2.49%）、「教育・学習支援事業」（2.31%）、「医療・福祉」（3.62%）、「サービス業」（2.50%）の7業種は法定雇用率2.3%を上回っている。
〈別紙1、別紙2参照〉

2 地方公共団体における在職状況

- ◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.6%）に在籍している障害者の数は792.5人、実雇用率は2.71%であった。（47機関中38機関が達成）
法定雇用率達成機関の割合は80.9%と全国平均78.6%を上回っている。

【法定雇用率2.6%が適用される未達成機関】

津山市※1、井原市、新見市※2、鏡野町※3、奈義町、久米南町、西粟倉村、浅口市教育委員会、井原市教育委員会

※1 津山市は令和5年12月1日時点において、実雇用率2.52%、不足0人で達成。

※2 新見市は令和5年12月1日時点において、実雇用率2.52%、不足0人で達成。

※3 鏡野町は令和5年12月1日時点において、実雇用率2.39%、不足0人で達成。

〈総括表2（1）（2）、別紙3、別紙4参照〉

- ◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.5％）に在籍している障害者の数は316.5人、実雇用率は2.63％であった。（3機関中3機関が達成）
すべての機関で法定雇用率を達成しているが、法定雇用率達成機関の割合は全国平均では67.4％となっている。
〈総括表2(3)、別紙3、別紙4参照〉

3 独立行政法人等における在職状況

- ◎ 独立行政法人等（法定雇用率2.6％）に雇用されている障害者の数は138.5人、実雇用率は2.81％であった。（6法人中5法人が達成。）
法定雇用率達成機関の割合は83.3％と全国平均83.5％を下回っている。
〈総括表3、別紙5参照〉

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
民間企業	295,545.0 人 (292,003.0 人)	7,629.5 人 (7,404.5 人)	2.58% (2.54 %)	859 / 1,535 (831 / 1,531)	56.0 % (54.3 %)

()内は前年6月1日現在の数値

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
計	5,137.5 人 (5,142.5 人)	148.0 人 (148.5 人)	2.88 % (2.89 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
岡山県 知事部局	4,488.5 人 (4,494.0 人)	129.0 人 (129.5 人)	2.87 % (2.88 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
岡山県 警察	649.0 人 (648.5 人)	19.0 人 (19.0 人)	2.93 % (2.93 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%) ※2.6%が適用される市町教育委員会を含む

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
市町村等 の機関	24,076.5 人 (23,790.0 人)	644.5 人 (634.5 人)	2.68 % (2.67 %)	36 / 45 (40 / 45)	80.0 % (88.9 %)

()内は前年6月1日現在の数値

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
計	12,029.0 人 (12,108.5 人)	316.5 人 (320.5 人)	2.63 % (2.65 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
岡山県 教育委員会	10,344.0 人 (10,347.5 人)	271.0 人 (271.0 人)	2.62 % (2.62 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
市町 教育委員会	1,685.0 人 (1,761.0 人)	45.5 人 (49.5 人)	2.70 % (2.81 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

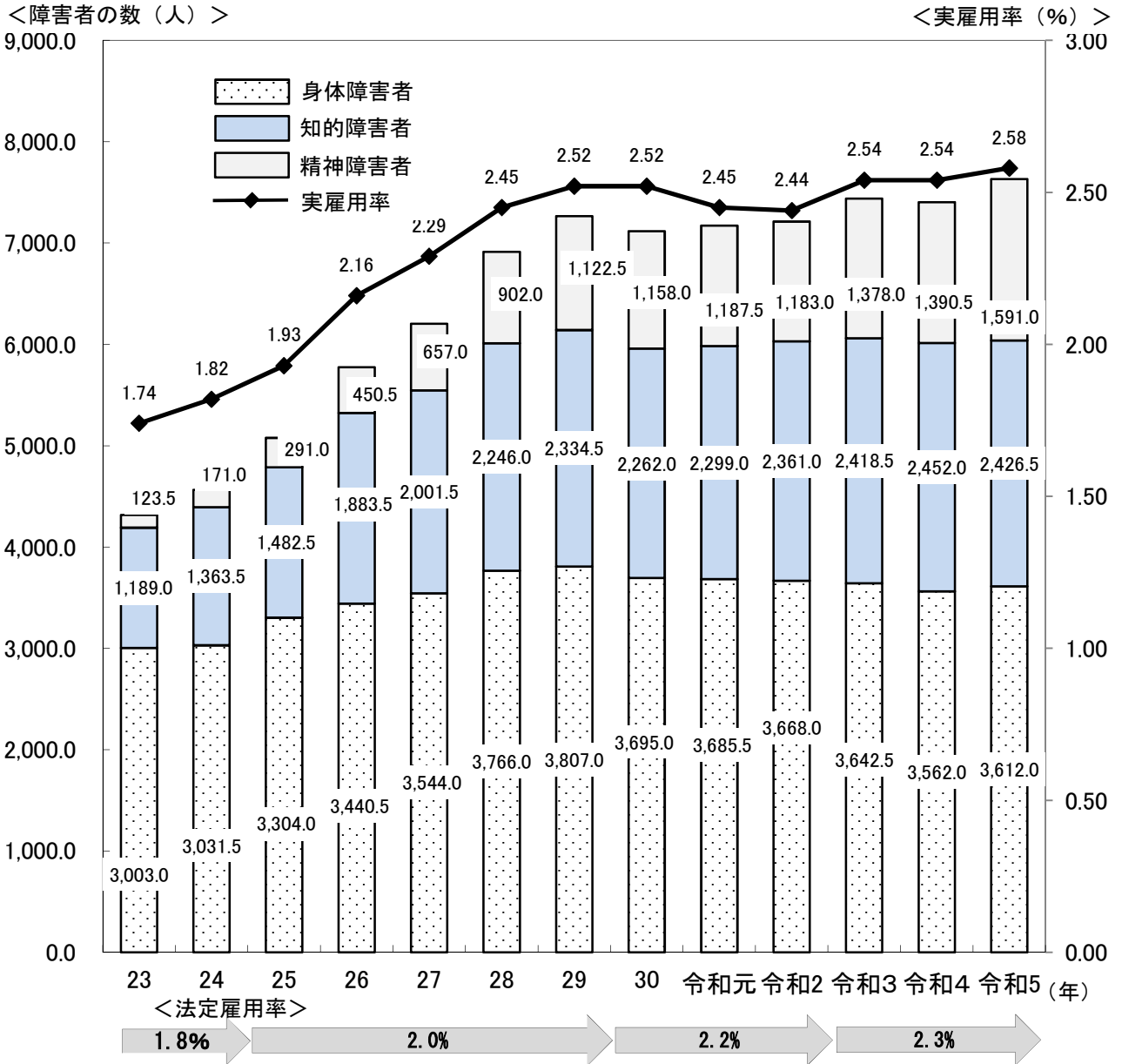
	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
独立行政 法人等	4,922.0 人 (4,900.5 人)	138.5 人 (143.0 人)	2.81 % (2.92 %)	5 / 6 (5 / 6)	83.3 % (83.3 %)

()内は前年6月1日現在の数値

- 注 1 1の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年まで56人以上規模、平成25年～平成29年は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模、令和3年からは43.5人以上規模の集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
平成18年度以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)		身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- 雇用状況報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- 雇用状況報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年からは、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3：平成16年4月、除外率制度の縮小（10%カット）

注4：平成22年7月、短時間労働者の対象拡大、除外率制度の縮小（10%カット）

民間企業における障害者の雇用状況

(別紙1)

岡山労働局職業対策課
令和5年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目① 企業数	② 法定常用労働者数	障害者の数					③ 実雇用率 E÷②×100	④ 雇用率達成企業数	⑤ 雇用率達成企業の割合		
		A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5					
産業別	企業数	人	人	人	人	人	人	%	企業数	%	
計	1,535 (1,531)	295,545.0 (292,003.0)	1,454 (1,443)	380 (373)	4,037 (3,664)	609 (963)	7,629.5 (7,404.5)	2.58 (2.54)	859 (831)	56.0 (54.3)	
農・林・漁業	8 (8)	775.5 (790.5)	20 (23)	3 (3)	41 (39)	7 (9)	87.5 (92.5)	11.28 (11.70)	7 (6)	87.5 (75.0)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	- -	
建設業	61 (54)	6,958.0 (6,423.5)	32 (32)	4 (0)	76 (57)	2 (1)	145.0 (121.5)	2.08 (1.89)	36 (30)	59.0 (55.6)	
製造業	427 (428)	65,007.0 (64,953.5)	364 (333)	17 (18)	890 (863)	36 (52)	1,653.0 (1,573.0)	2.54 (2.42)	270 (270)	63.2 (63.1)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (4)	465.0 (453.0)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	1 (0)	8.5 (7.0)	1.83 (1.55)	2 (1)	50.0 (25.0)	
情報通信業	47 (46)	6,531.5 (6,374.5)	23 (25)	2 (1)	52 (43)	1 (2)	100.5 (95.0)	1.54 (1.49)	19 (14)	40.4 (30.4)	
運輸業・郵便業	97 (97)	17,844.0 (17,918.5)	85 (85)	11 (10)	239 (235)	22 (21)	431.0 (425.5)	2.42 (2.37)	57 (62)	58.8 (63.9)	
卸売業・小売業	231 (229)	59,557.0 (57,472.5)	199 (205)	58 (60)	734 (620)	180 (260)	1,280.0 (1,220.0)	2.15 (2.12)	99 (102)	42.9 (44.5)	
金融業・保険業	17 (17)	7,700.0 (7,868.0)	37 (37)	7 (8)	79 (71)	2 (6)	161.0 (156.0)	2.09 (1.98)	6 (6)	35.3 (35.3)	
不動産業・物品賃貸業	20 (21)	3,379.5 (3,362.0)	16 (14)	0 (0)	29 (17)	4 (5)	63.0 (47.5)	1.86 (1.41)	8 (7)	40.0 (33.3)	
学術研究、専門・技術サービス業	30 (32)	4,830.0 (4,910.0)	21 (21)	2 (1)	38 (36)	1 (0)	82.5 (79.0)	1.71 (1.61)	13 (15)	43.3 (46.9)	
宿泊業・飲食サービス業	41 (40)	6,031.5 (6,084.5)	21 (21)	2 (2)	78 (80)	17 (25)	130.5 (136.5)	2.16 (2.24)	25 (18)	61.0 (45.0)	
生活関連サービス業・娯楽業	37 (40)	3,193.5 (3,987.0)	16 (21)	5 (5)	41 (42)	3 (3)	79.5 (90.5)	2.49 (2.27)	19 (22)	51.4 (55.0)	
教育、学習支援業	35 (39)	28,843.0 (28,879.5)	137 (141)	14 (17)	373 (372)	12 (16)	667.0 (679.0)	2.31 (2.35)	14 (13)	40.0 (33.3)	
医療・福祉	365 (363)	56,968.5 (56,130.5)	363 (374)	223 (207)	980 (822)	272 (466)	2,065.0 (2,010.0)	3.62 (3.58)	225 (212)	61.6 (58.4)	
複合サービス事業	8 (8)	4,483.0 (4,582.5)	16 (21)	4 (4)	62 (63)	4 (3)	100.0 (110.5)	2.23 (2.41)	5 (4)	62.5 (50.0)	
サービス業(他に分類されないもの)	107 (105)	22,978.0 (21,813.0)	102 (88)	28 (37)	321 (301)	45 (94)	575.5 (561.0)	2.50 (2.57)	54 (49)	50.5 (46.7)	
従業員規模別	300人未満	1,343 (1,342)	129,461.5 (130,889.5)	644 (658)	263 (258)	1,808 (1,620)	352 (617)	3,535.0 (3,502.5)	2.73 (2.68)	747 (722)	55.6 (53.8)
	43.5～100人未満	845 (841)	53,965.5 (54,026.0)	221 (236)	162 (151)	802 (657)	204 (403)	1,508.0 (1,481.5)	2.79 (2.74)	449 (433)	53.1 (51.5)
	100～300人未満	498 (501)	75,496.0 (76,863.5)	423 (422)	101 (107)	1,006 (963)	148 (214)	2,027.0 (2,021.0)	2.68 (2.63)	298 (289)	59.8 (57.7)
	300人以上	192 (189)	166,083.5 (161,113.5)	810 (785)	117 (115)	2,229 (2,044)	257 (346)	4,094.5 (3,902.0)	2.47 (2.42)	112 (109)	58.3 (57.7)
	300～500人未満	95 (95)	32,372.0 (32,967.5)	161 (168)	19 (17)	384 (365)	31 (41)	740.5 (738.5)	2.29 (2.24)	49 (52)	51.6 (54.7)
	500～1,000人未満	62 (60)	40,629.0 (38,329.0)	216 (194)	22 (23)	581 (504)	32 (46)	1,051.0 (938.0)	2.59 (2.45)	38 (31)	61.3 (51.7)
	1,000人以上	35 (34)	93,082.5 (89,817.0)	433 (423)	76 (75)	1,264 (1,175)	194 (259)	2,303.0 (2,225.5)	2.47 (2.48)	25 (26)	71.4 (76.5)

全国の状況

全 国	① 企業数	② 法定常用労働者数	障害者の数					③ 実雇用率 E÷②×100	④ 雇用率達成企業数	⑤ 雇用率達成企業の割合
			A 重度障害者(常用)	B 重度障害者(常用)である短時間労働者	C 重度障害者(常用)以外の障害者	D 重度障害者(常用)以外の短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
計	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	2.33 (2.25)	54,239 (52,007)	50.1 (48.3)

(注)1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注2のただし書きに該当するものについては、1人分とカウントしている。
 2 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者で特例に該当する者のみ含むものとしていた。
 3 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注2のただし書きに該当しない者を含む。(「◎「法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照)
 4 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模43.5人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.3%)
 5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

障害種別の雇用状況

(別紙2)

岡山労働局職業対策課
令和5年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		A 重度障害者	B 重度障害者 である 短時間労働者	C 重度障害者 以外 の障害者	D 重度障害者 以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B+C +D×0.5	A 重度障害者	B 重度障害者 である 短時間労働者	C 重度障害者 以外 の障害者	D 重度障害者 以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B+C +D×0.5	C 短時間 以外の 精神障害者	D 短時間の 精神障害者	E Dのうち注2に 該当する労働 者	F 計 C+(D-E)× 0.5+E	
計	人 7,629.5 (7,404.5)	人 1,006 (983)	人 212 (211)	人 1,261 (1,253)	人 254 (264)	人 3,612.0 (3,562.0)	人 448 (460)	人 168 (162)	人 1,185 (1,178)	人 355 (384)	人 2,426.5 (2,452.0)	人 1,040 (986)	人 551 (562)	人 551 (247)	人 1,591.0 (1,390.5)	
農・林・漁業	87.5 (92.5)	3 (4)	2 (1)	5 (5)	5 (2)	15.5 (15.0)	17 (19)	1 (2)	12 (16)	2 (1)	48.0 (56.5)	18 (17)	6 (7)	6 (1)	24.0 (21.0)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	145.0 (121.5)	32 (32)	2 (0)	49 (41)	2 (0)	116.0 (105.0)	0 (0)	2 (0)	6 (2)	0 (0)	8.0 (2.0)	17 (13)	4 (2)	4 (1)	21.0 (14.5)	
製造業	1,653.0 (1,573.0)	280 (255)	15 (17)	304 (301)	23 (23)	890.5 (839.5)	84 (78)	2 (1)	339 (346)	13 (13)	515.5 (509.5)	208 (202)	39 (30)	39 (14)	247.0 (224.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	8.5 (7.0)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	1 (0)	8.5 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	100.5 (95.0)	21 (23)	2 (1)	31 (29)	1 (1)	75.5 (76.5)	2 (2)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	9.0 (8.0)	16 (10)	0 (1)	0 (0)	16.0 (10.5)	
運輸業・郵便業	431.0 (425.5)	75 (79)	9 (10)	131 (137)	10 (10)	295.0 (310.0)	10 (6)	2 (0)	47 (45)	12 (10)	75.0 (62.0)	53 (44)	8 (10)	8 (9)	61.0 (53.5)	
卸売業・小売業	1,280.0 (1,220.0)	156 (164)	48 (45)	180 (184)	89 (93)	584.5 (603.5)	43 (41)	10 (15)	240 (203)	91 (101)	381.5 (350.5)	193 (180)	121 (119)	121 (53)	314.0 (266.0)	
金融業・保険業	161.0 (156.0)	28 (28)	6 (7)	28 (30)	2 (2)	91.0 (94.0)	9 (9)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	24.0 (24.0)	39 (33)	7 (7)	7 (3)	46.0 (38.0)	
不動産業・物品賃貸業	63.0 (47.5)	15 (12)	0 (0)	8 (8)	1 (2)	38.5 (33.0)	1 (2)	0 (0)	9 (7)	3 (2)	12.5 (12.0)	12 (2)	0 (1)	0 (0)	12.0 (2.5)	
学術研究・専門・技術サービス業	82.5 (79.0)	19 (19)	2 (1)	20 (19)	1 (0)	60.5 (58.0)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	8.0 (8.0)	14 (13)	0 (0)	0 (0)	14.0 (13.0)	
宿泊業・飲食サービス業	130.5 (136.5)	17 (17)	1 (2)	18 (16)	8 (11)	57.0 (57.5)	4 (4)	1 (0)	18 (20)	9 (13)	31.5 (34.5)	40 (41)	2 (4)	2 (3)	42.0 (44.5)	
生活関連サービス業・娯楽業	79.5 (90.5)	8 (13)	3 (3)	16 (17)	3 (3)	36.5 (47.5)	8 (8)	2 (2)	14 (16)	0 (0)	32.0 (34.0)	9 (7)	2 (2)	2 (2)	11.0 (9.0)	
教育、学習支援業	667.0 (679.0)	69 (70)	4 (6)	67 (67)	6 (5)	212.0 (215.5)	68 (71)	10 (11)	163 (162)	6 (7)	312.0 (318.5)	132 (141)	11 (6)	11 (2)	143.0 (145.0)	
医療・福祉	2,065.0 (2,010.0)	196 (187)	104 (98)	266 (270)	82 (88)	803.0 (786.0)	167 (187)	119 (109)	245 (260)	190 (206)	793.0 (846.0)	164 (155)	305 (309)	305 (137)	469.0 (378.0)	
複合サービス事業	100.0 (110.5)	15 (19)	1 (1)	26 (28)	2 (1)	58.0 (67.5)	1 (2)	3 (3)	11 (10)	2 (1)	17.0 (17.5)	21 (18)	4 (8)	4 (7)	25.0 (25.5)	
サービス業(他に分類されないもの)	575.5 (561.0)	70 (59)	13 (19)	108 (98)	18 (23)	270.0 (246.5)	32 (29)	15 (18)	67 (78)	27 (30)	159.5 (169.0)	104 (110)	42 (56)	42 (15)	146.0 (145.5)	
従業員規模別	300人未満	3,535.0 (3,502.5)	415 (415)	123 (124)	628 (611)	126 (139)	1,644.0 (1,634.5)	229 (243)	140 (134)	459 (497)	226 (244)	1,170.0 (1,239.0)	346 (345)	375 (401)	375 (167)	721.0 (629.0)
	43.5~100人未満	1,508.0 (1,481.5)	150 (154)	76 (70)	265 (253)	72 (76)	677.0 (669.0)	71 (82)	86 (81)	152 (177)	132 (156)	446.0 (500.0)	127 (127)	258 (271)	258 (100)	385.0 (312.5)
	100~300人未満	2,027.0 (2,021.0)	265 (261)	47 (54)	363 (358)	54 (63)	967.0 (965.5)	158 (161)	54 (53)	307 (320)	94 (88)	724.0 (739.0)	219 (218)	117 (130)	117 (67)	336.0 (316.5)
	300人以上	4,094.5 (3,902.0)	591 (568)	89 (87)	633 (642)	128 (125)	1,968.0 (1,927.5)	219 (217)	28 (28)	726 (681)	129 (140)	1,256.5 (1,213.0)	694 (641)	176 (161)	176 (80)	870.0 (761.5)
従業員規模別	300~500人未満	740.5 (738.5)	132 (136)	11 (13)	151 (152)	18 (17)	435.0 (445.5)	29 (32)	8 (4)	116 (116)	13 (12)	188.5 (190.0)	93 (86)	24 (23)	24 (11)	117.0 (103.0)
	500~1,000人未満	1,051.0 (938.0)	170 (152)	19 (18)	182 (175)	15 (17)	548.5 (505.5)	46 (42)	3 (5)	203 (183)	17 (20)	306.5 (282.0)	164 (127)	32 (28)	32 (19)	196.0 (150.5)
	1,000人以上	2,303.0 (2,225.5)	289 (280)	59 (56)	300 (315)	95 (91)	984.5 (976.5)	144 (143)	17 (19)	407 (382)	99 (108)	761.5 (741.0)	437 (428)	120 (110)	120 (50)	557.0 (508.0)

(注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行うが、短時間労働者である精神障害者のカウントについては、「◎「法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
2 ④E欄の労働者とは、精神障害であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者で、特伊のみとしていた。「◎「法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照)
3 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模43.5人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.3%)
4 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

地方公共団体における雇用状況

岡山労働局職業対策課

令和5年6月1日現在

地方公共団体における雇用状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇用率 達成機 関の割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C 重度以外の 身体障害者 、知的障害 者及び精神 障害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間労働 者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
岡山県										
2.6%が適用 される機関	機関 47 (47)	人 29,214.0 (28,932.5)	人 211 (209)	人 10 (12)	人 354 (342)	人 13 (22)	人 792.5 (783.0)	% 2.71 (2.71)	機関 38 (42)	% 80.9 (89.4)
2.5%が適用 される機関	機関 3 (3)	人 12,029.0 (12,108.5)	人 78 (80)	人 2 (3)	人 157 (156)	人 3 (3)	人 316.5 (320.5)	% 2.63 (2.65)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)

全国の状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇用率 達成機 関の割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C 重度以外の 身体障害者 、知的障害 者及び精神 障害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間労働 者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
全国										
2.6%が適用 される機関	機関 2,623 (2,626)	人 1,713,256.5 (1,705,279.5)	人 10,828 (10,786)	人 982 (942)	人 22,797 (21,531)	人 1,608 (1,799)	人 46,239.0 (44,944.5)	% 2.70 (2.64)	機関 2,062 (1,999)	% 78.6 (76.1)
2.5%が適用 される機関	機関 95 (95)	人 726,615.5 (726,284.0)	人 3,907 (3,894)	人 250 (247)	人 8,710 (8,197)	人 450 (538)	人 16,999.0 16,501.0	% 2.34 (2.27)	機関 64 (58)	% 67.4 (61.1)

- (注) 1 法定雇用率2.5%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.6%が適用される。
- 2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」について法律上、1人を2人に相当するものとしてしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとするが、短時間労働者である精神障害者のカウントについては、「◎「法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 4 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、特例に該当しない者を含む。
- 5 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 6 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

公的機関の雇用状況

(別紙4)

岡山労働局職業対策課
令和5年6月1日現在

1 県の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,137.5	148.0	2.88	0.0	
岡山県(知事部局)	4,488.5	129.0	2.87	0.0	地方特例認定
岡山県警察	649.0	19.0	2.93	0.0	

2 教育委員会の状況

法定雇用率2.5%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
岡山県教育委員会	10,344.0	271.0	2.62	0.0	
合計	1,685.0	45.5	2.70	0.0	
倉敷市教育委員会	1,409.0	38.5	2.73	0.0	
玉野市教育委員会	276.0	7.0	2.54	0.0	

法定雇用率2.6%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	1,878.5	48.0	2.56	4.0	
津山市教育委員会	92.0	2.0	2.17	0.0	
井原市教育委員会	197.5	4.0	2.03	1.0	
総社市教育委員会	274.5	8.0	2.91	0.0	
瀬戸内市教育委員会	168.5	4.0	2.37	0.0	
赤磐市教育委員会	200.0	6.0	3.00	0.0	
真庭市教育委員会	183.5	7.0	3.81	0.0	
浅口市教育委員会	182.0	1.0	0.55	3.0	
美作市教育委員会	198.0	5.0	2.53	0.0	
和气町教育委員会	135.0	4.0	2.96	0.0	
矢掛町教育委員会	63.0	2.0	3.17	0.0	
鏡野町教育委員会	67.5	2.0	2.96	0.0	
勝央町教育委員会	56.5	1.0	1.77	0.0	
早島町教育委員会	60.5	2.0	3.31	0.0	

3 市町等の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,198.0	596.5	2.69	11.5	
岡山市	8,643.5	245.5	2.84	0.0	地方特例認定
倉敷市	3,088.5	84.0	2.72	0.0	
津山市	828.5	18.0	2.17	3.0	※1
玉野市	432.0	12.0	2.78	0.0	
笠岡市	586.0	15.0	2.56	0.0	地方特例認定
井原市	406.5	9.0	2.21	1.0	
総社市	457.5	14.0	3.06	0.0	
高梁市	754.5	20.0	2.65	0.0	地方特例認定
新見市	715.5	16.0	2.24	2.0	地方特例認定 ※2
備前市	928.0	24.0	2.59	0.0	地方特例認定
瀬戸内市	472.0	13.0	2.75	0.0	
赤磐市	427.0	11.0	2.58	0.0	
真庭市	720.0	20.0	2.78	0.0	
美作市	487.0	14.0	2.87	0.0	
浅口市	241.5	6.0	2.48	0.0	
和气町	188.0	5.0	2.66	0.0	
早島町	109.5	2.0	1.83	0.0	
里庄町	143.0	4.0	2.80	0.0	地方特例認定
矢掛町	336.0	8.0	2.38	0.0	地方特例認定
鏡野町	420.0	9.0	2.14	1.0	※3
勝央町	165.0	4.0	2.42	0.0	
奈義町	116.5	1.5	1.29	1.5	
美咲町	342.5	14.5	4.23	0.0	地方特例認定
久米南町	108.0	0.0	0.00	2.0	
西粟倉村	53.0	0.0	0.00	1.0	
吉備中央町	316.0	8.0	2.53	0.0	地方特例認定
倉敷市水道局	127.0	4.0	3.15	0.0	
倉敷市病院事業	145.5	4.0	2.75	0.0	
井原市病院事業	163.5	5.0	3.06	0.0	
瀬戸内市病院事業	100.5	2.0	1.99	0.0	
真庭市病院事業	96.0	2.0	2.08	0.0	
倉敷市競艇事業	80.0	2.0	2.50	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 2 ②欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 4 地方特例認定とは、障害者雇用率制度の運用上、二つ以上の機関を合算して同一の機関とみなす制度である。
 5 ※1 令和5年12月1日時点実雇用率2.52% 不足0人で達成
 ※2 令和5年12月1日時点実雇用率2.52% 不足0人で達成
 ※3 令和5年12月1日時点実雇用率2.39% 不足0人で達成

独立行政法人等における雇用状況

岡山労働局職業対策課
令和5年6月1日現在

独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,922.0	138.5	2.81	2.0	
国立大学法人岡山大学	3,456.0	99.5	2.88	0.0	
公立大学法人岡山県立大学	173.5	7.0	4.03	0.0	
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	248.5	8.0	3.22	0.0	
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	723.0	16.0	2.21	2.0	
公立大学法人新見公立大学	77.5	2.0	2.58	0.0	
地方独立行政法人玉野医療センター	243.5	6.0	2.46	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

全国の状況

全国	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 雇用率達成法人数	⑥ 雇用率達成法人の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
計	法人 369 (365)	人 467,326.5 (455,960.5)	人 2,884 (2,852)	人 219 (208)	人 6,763 (6,332)	人 259 (353)	人 12,879.5 (12,420.5)	% 2.76 (2.72)	法人 308 (292)	% 83.5 (80.0)
独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	法人 93 (91)	人 218,020.5 (217,650.0)	人 1,375 (1,371)	人 120 (121)	人 3,336 (3,121)	人 177 (249)	人 6,294.5 (6,108.5)	% 2.89 (2.81)	法人 80 (78)	% 86.0 (85.7)
国立大学法人等	法人 86 (86)	人 149,826.0 (149,209.0)	人 998 (994)	人 43 (44)	人 2,043 (1,976)	人 29 (37)	人 4,096.5 (4,026.5)	% 2.73 (2.70)	法人 77 (70)	% 89.5 (81.4)
地方独立行政法人等	法人 190 (188)	人 99,480.0 (89,101.5)	人 511 (487)	人 56 (43)	人 1,384 (1,235)	人 53 (67)	人 2,488.5 (2,285.5)	% 2.50 (2.57)	法人 151 (144)	% 79.5 (76.6)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者で特例に該当する者のみ含むものとしていた。また、D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、特例に該当しない者を含む。

5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である。

区 分		雇用義務企業等の規模	法定雇用率
民間企業	一般の民間企業	43.5人以上規模の企業	2.3%
	特殊法人等	労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2.6%
国、地方公共団体		38.5人以上規模の機関	2.6%
都道府県等の教育委員会		40.0人以上規模の機関	2.5%

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

<カウント方法>

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

ただし、平成30年～令和4年においては、精神障害者である短時間労働者で、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。(特例)

- ① 雇用状況報告(地方公共団体にあつては通報)年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 雇用状況報告(地方公共団体にあつては通報)年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

また、令和5年から、精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

民間企業における障害者雇用状況

岡山労働局職業対策課

項目 年別	雇 用 状 況					雇 用 率 達 成 状 況			備 考
	企業数	常用労働者数	障害者数	雇用率(%)		達成 企業数	達成率(%)		
				岡山県	全 国		岡山県	全 国	
昭和52	634	114,694.0	1,846.0	1.61	1.09	406	64.0	52.8	雇用率 1.5%
53	605	111,350.0	1,903.0	1.71	1.11	373	61.7	52.1	
54	626	113,280.0	1,894.0	1.67	1.12	412	65.8	52.0	
55	627	115,167.0	2,019.0	1.75	1.13	428	68.3	51.6	
56	624	116,539.0	2,210.0	1.90	1.18	475	76.1	53.4	国際障害者年
57	630	118,245.0	2,344.0	1.98	1.22	491	77.9	53.8	
58	649	118,673.0	2,378.0	2.00	1.23	522	80.4	53.5	国連障害者の10年 スタート
59	654	119,995.0	2,370.0	1.98	1.25	511	78.1	53.6	
60	675	123,555.0	2,376.0	1.92	1.26	513	76.0	53.5	
61	677	124,215.0	2,314.0	1.86	1.26	494	73.0	53.8	
62	692	126,055.0	2,345.0	1.86	1.25	499	72.1	53.0	
63	763	135,913.0	2,593.0	1.91	1.31	521	68.3	51.5	法改正 雇用率1.6%
平成元	776	139,632.0	2,674.0	1.92	1.32	532	68.6	51.6	
2	806	145,185.0	2,769.0	1.91	1.32	550	68.2	52.2	
3	848	152,261.0	2,888.0	1.90	1.32	570	67.2	51.8	
4	858	157,351.0	3,033.0	1.93	1.36	595	69.3	51.9	国連障害者年の10年終期
5	863	158,029.0	3,061.0	1.94	1.41	587	68.0	51.4	アジア太平洋障害者の 10年スタート 障害者対策に関する 新長期計画
6	895	163,631.0	3,068.0	1.87	1.44	595	66.5	50.4	
7	880	163,634.0	3,070.0	1.88	1.45	588	66.8	50.6	障害者プラン
8	878	164,443.0	3,039.0	1.85	1.47	583	66.4	50.5	
9	876	164,902.0	3,038.0	1.84	1.47	564	64.4	50.2	
10	893	166,442.0	3,039.0	1.83	1.48	573	64.2	50.1	法改正 知的障害者算入 雇用率 1.8% (10年7月1日)
11	964	168,457.0	3,041.0	1.81	1.49	574	59.5	44.7	
12	933	165,338.0	2,971.0	1.80	1.49	550	58.9	44.3	
13	935	166,725.0	3,004.0	1.80	1.49	539	57.6	43.7	
14	922	165,712.0	2,932.0	1.77	1.47	498	54.0	42.5	アジア太平洋障害者の 10年終期 新障害者プラン (14年12月24日)
15	916	165,393.0	2,906.0	1.76	1.48	490	53.5	42.5	
16	978	180,798.0	2,950.0	1.63	1.46	485	49.6	41.7	除外率制度の縮小 (10%カット)
17	980	191,896.0	3,219.0	1.68	1.49	512	52.2	42.1	
18	1,048	205,835.0	3,519.0	1.71	1.52	548	52.3	43.4	法改正 精神障害者算入
19	1,082	217,044.0	3,783.0	1.74	1.55	594	54.9	43.8	
20	1,076	216,871.0	3,881.0	1.79	1.59	596	55.4	44.9	
21	1,075	217,125.0	3,881.0	1.79	1.63	584	54.3	45.5	
22	1,090	220,047.0	4,089.5	1.86	1.68	587	53.9	47.0	法改正 納付金制度対象事 業主拡大・障害者の雇用義 務の短時間労働者への対象 拡大、除外率制度(10%)の 縮小(22年7月1日)
23	1,154	247,931.5	4,315.5	1.74	1.65	578	50.1	45.3	
24	1,171	250,613.5	4,566.0	1.82	1.69	583	49.8	46.8	
25	1,301	262,754.0	5,077.5	1.93	1.76	623	47.9	42.7	雇用率 2.0% (25年4月1日)
26	1,307	267,782.0	5,774.5	2.16	1.82	654	50.0	44.7	
27	1,326	271,012.5	6,202.5	2.29	1.88	680	51.3	47.2	
28	1,352	282,496.0	6,914.0	2.45	1.92	719	53.2	48.8	
29	1,348	287,748.0	7,264.0	2.52	1.97	751	55.7	50.0	
30	1,426	282,391.5	7,115.0	2.52	2.05	735	51.5	45.9	雇用率 2.2% (30年4月1日)
令和元	1,484	292,770.5	7,172.0	2.45	2.11	783	52.8	48.0	
令和2	1,471	295,770.0	7,212.0	2.44	2.15	789	53.6	48.6	
令和3	1,563	293,246.5	7,439.0	2.54	2.20	798	51.1	47.0	雇用率 2.3% (3年3月1日)
令和4	1,531	292,003.0	7,404.5	2.54	2.25	831	54.3	48.3	
令和5	1,535	295,545.0	7,629.5	2.58	2.33	859	56.0	50.1	